

居宅介護支援事業所“悠久”重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所“悠久”
所在地	神奈川県小田原市成田462-1
事業者指定番号	神奈川県 1472301454 号
管理者・連絡先	西本 哉子 0465-39-3142
サービス提供地域	小田原市 大井町 松田町 南足柄市 開成町

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務管理・相談	1 名
介護支援専門員	ケアプラン作成	4名(常勤 3名 非常勤 1名)

3 サービス提供地域

小田原市 足柄上郡大井町 足柄上郡松田町 南足柄市 足柄上郡開成町

4 サービス提供時間

営業日 月曜日から金曜日

国民の祝日・年末年始(12/31～1/3)は休業とさせていただきます。

営業時間 午前9時00分 ～ 午後6時00分

※当事業所は、24時間連絡体制を確保し、かつ、緊急相談等に対応する体制を確保しています。

5 サービスの内容

- (1) 事業者(居宅介護支援事業者)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身状況、置かれている環境等に依りて複数の事業所を紹介し利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊厳し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
又、当該事業所をサービス計画に位置付けた理由等の説明を行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮致します。

- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他便宜を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

居宅介護支援の内容	①居宅サービス計画書の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務
介護保険適用有無	上記の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
利用者負担限度額	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます。)

6 サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合	当事業所に予告することにより、いつでも解約できます。
②当事業所の都合でサービスを終了する場合	人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
③自動終了	以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。 ア 利用者が介護保険施設等に入所した場合 イ 入院が6ヶ月以上経過した場合 ウ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定該当(自立)または要支援1・2と認定された場合 エ 利用者自身がお亡くなりになった場合
④その他	利用者または家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為、著しい迷惑行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7 担当の介護支援専門員等

担当する介護支援専門員は次の者です。
サービスについてお気軽にご相談ください。

介護支援専門員 氏名： 連絡先(電話)： 39-3142

8 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。
具体的な手続きは上記の介護支援専門員にご相談ください。

9 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援及び加算料金に対して法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合については、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、保険給付を受領することができない場合には利用料金を負担して頂きます。【別表利用料金表参照】
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 当事業所従業者、居宅サービス事業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を定期的実施しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 西本 哉子

11 事故発生時、緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせ(緊急時対応確認書)に基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。又、事故が発生した場合には小田原市高齢介護課及び利用者の介護保険者への連絡及び必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は居宅介護支援の実施に際して事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対してその損害を賠償します。

12 守秘義務

個人情報の取り扱いについては、居宅介護支援のサービス提供にあたって、同意を得た利用目的の範囲で適切に使用します。
同意または依頼のない限り個人情報を第三者に提供することはありません。

13 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

15 相談窓口 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

電話番号	0465-39-3142
FAX番号	0465-39-3143
相談員(責任者)	西本 哉子
対応時間	9:00~18:00

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等が出来ます。

神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月~金曜日 8:30~17:15
小田原市福祉健康部 高齢介護課	所在地	小田原市荻窪300
	電話番号	0465-33-1827
	対応時間	月~金曜日 8:30~17:15
大井町役場 介護福祉課	所在地	足柄上郡大井町金子1995
	電話番号	0465-83-8011
	対応時間	月~金曜日 8:30~17:15
松田町役場 福祉課	所在地	足柄上郡松田町松田惣領2037
	電話番号	0465-83-1226
	対応時間	月~金曜日 8:30~17:15
南足柄市 高齢介護課	所在地	南足柄市関本440
	電話番号	0465-73-8057
	対応時間	月~金曜日 8:30~17:15
開成町 保険福祉部 保険健康課	所在地	開成町延沢773
	電話番号	0465-84-0320
	対応時間	月~金曜日 8:30~17:15

16 当社の概要

名称・法人種別	医療法人社団 敬仁会
代表者名	杉原 弘晃
法人所在地・電話	神奈川県小田原市延清196-1 0465-39-2240
事業の概要	ファミリークリニック“悠久”住宅型有料老人ホーム“悠久”の里30名 介護老人保健施設“悠久”100名 通所リハビリテーション 30名 グループホーム“悠久”ほたるだ18名 訪問介護ステーション“悠久”

説明確認欄

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 居宅介護支援事業所“悠久”

説明者 _____ 印

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

代理人又は立会人 氏 名 _____ 印